

2004年度 大学院法務研究科  
法学既修者認定試験  
刑事訴訟法  
( 問 題 )

---

第1問

警察官甲は、被疑者乙に対する公職選挙法違反を被疑事実とする逮捕状の発付を受け、乙を逮捕するためにそのアパートに赴いた。甲が、玄関のドア越しに声を掛けたところ「ちょっと待って下さい」との返事があったので玄関先で待機していたところ、その間に乙が部屋の窓から屋根越しに逃走してしまった。以下の各場合における警察官による差押え行為の適否を論ぜよ。

- (1) 乙の逃走に気付いた警察官甲が、直ちに室内に入ったところ、テーブルの上に選挙違反のビラが置いてあったので、これを差し押さえた。
- (2) 警察官甲が、アパート付近で捜索していたところ、路上で乙を発見したのでこれを逮捕した。甲は、引き続きその場で乙の身体を捜索しようとしたが、乙が抵抗する気配を示し混乱するおそれがあったうえ、逮捕した場所が道幅の狭い道路上であり車両が通る危険もあったため、乙を警察車両に乗せて、逮捕現場から約3キロメートル離れた警察署に連行し、そこで捜索を実施したところ、乙のジャンパーの内側に選挙違反のビラを所持しているのを発見したので、これを差し押さえた。

第2問

被告人Aに対する自動車による業務上過失致傷被告事件の公判において、検察官は、「本件交通事故現場の状況等」を立証趣旨に掲げて、司法警察員作成に係る実況見分調書の証拠調べを請求した。この実況見分調書には、交通事故の当日に立会人である被害者Vの指示説明に基づいて実施された実況見分の結果が記載されており、交通事故発生直前から事故直後までの間の、A運転車両とV運転車両の相互の位置関係や衝突地点などが記入された現場見取り図が添付されている。

- (1) 弁護人が、この実況見分調書の取調べに同意した場合、裁判所は、調書中に記載されている「私が 地点のときに、相手の車両が 地点に進出してきたのを発見しました」というVの指示説明部分を、その事実を認定するための証拠に供することができるか。
- (2) 弁護人が、この実況見分調書の取調べに不同意とした場合、検察官は、この実況見分調書が証拠として取り調べられるようにするためには、どうしたらよいか。